

「防護衣着用推進事業」に関する事務処理要領

【公益社団法人あおもり農林業支援センター】

(趣旨)

第1 公益社団法人あおもり農林業支援センター（以下「支援センター」という。）が事業主体となつて行う、青森県林業労働力確保支援センター事業における「森林整備担い手対策推進事業」のうち、「防護衣着用推進事業」の林業事業体への補助金の交付については、この要領の定めるところによる。

(事業目的)

第2 林業における労働災害の中で、チェーンソー等に起因する切れ・こすれによる切創災害が多いことを踏まえ、防護衣の着用を推進し、労働災害の未然防止に資するものとする。

(事業内容)

第3 林業事業体が、常用労働者に支給する防護衣の購入に対して、その経費の一部を補助するものとする。

(対象事業体)

第4 林業・木材製造業労働災害防止協会青森県支部（以下「林災防県支部」という。）に加入している林業事業体とする。

(補助対象者)

第5 現に常用労働者を雇用している林業事業体とする。

なお、常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用契約が定められているものをいう。

ただし、緑の雇用など他の補助事業との重複については、補助対象外とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第6 補助対象経費は、労働者と雇用契約を結んでいる事業体が行う防護衣の購入に要する経費で、補助金の額は、常用労働者1人当たりにつき、防護衣の購入に要する経費又は13,000円のいずれか低い額以内とする。

(補助金交付)

第7 補助金の交付に関する事務手続きについては、次のとおりとする。

(1) 補助金の交付申請

補助金の交付申請を行おうとする林業事業体は、第1号様式により支援センターへ補助金の交付申請をするものとする。

(2) 補助金の交付決定

支援センターは、申請内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の交付を決定し、第2号様式により申請者へ通知するものとする。

なお、交付決定前の購入経費については、補助対象外とする。

(3) 実績報告

補助金の交付決定を受けた林業事業体は、補助事業の完了後、第3号様式により支援センターへ実績報告をするものとする。

(4) 補助金の額の確定

支援センターは、実績報告を審査し、必要に応じて現地調査等を行って、補助金の交付が適当であると認められる場合は、補助金の額を確定し、第4号様式により林業事業体へ通知するものとする。

(5) 補助金の請求

補助金の確定通知を受けた林業事業体は、第5号様式により補助金請求書を支援センターに提出するものとする。

(6) 補助金の返還等

支援センターは、林業事業体から虚偽の申告等があった場合は、補助金の交付を取り消し、既に支給した補助金を返還させることができる。

(7) 管理簿の記録・保管

林業事業体は、補助対象となる防護衣について、第6号様式により管理簿に記録し、3年間保管するものとする。

附 則

この要領は、平成29年6月22日から施行する。